

重要事項説明書（居宅介護支援事業）

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 043-214-3450（9時～17時まで）

0120-25-5161（フリーダイヤル）

担当 江波 剛（えなみつよし） *ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. シャローム若葉居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援の指定事業者番号およびサービス提供地域

事業所名	シャローム若葉居宅介護支援事業所
所在地	千葉市若葉区貝塚町 1223-4
介護保険指定事業者番号	1270400573
サービスを提供する地域通常の地域	千葉市若葉区、中央区

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	施設長	1名			1名
介護支援専門員	薬剤師	1名	3名	相談業務 ケアプラン作成・苦情相談・給付管理	10名
介護支援専門員	相談員	1名			
介護支援専門員	介護福祉士	3名			
介護支援専門員	看護師				
介護支援専門員	管理栄養士	1名			
介護支援専門員	歯科衛生士		1名		
事務職員		2名		給付管理	2名

(3) 営業日および営業時間

営業日 月曜日から土曜日（日曜日定休日）

但し、12月29日～1月3日までを除く。

サービス提供時間 9時～17時まで

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ・居宅サービス計画の作成については、利用者およびその家族と面接し、解決しなければならない課題の把握及び分析をします。利用者及び家族の介護に対する意向をよく聞きます。
- ・指定サービス事業者に関するサービス内容等の情報を提供し、サービスの選択を求め、利用者の同意を得た上で、サービス事業者等の連絡調整を行います。
- ・利用者及びその家族、指定サービス事業者等の連絡を継続的に行い、介護サービス計画の実施状況を把握すると共に、利用者宅を訪問し利用者の課題把握に努めます。
- ・必要に応じてサービス担当者会議を開き、利用者及び家族、サービス提供担当者からの意見を求めます。
- ・指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者及び家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じます。

4. 利用料金

利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

* 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1カ月につき下記の金額をいただき、当事業者からサービス提供証明書を発行します。

このサービス提供証明書を後日、千葉市各区介護保険室の窓口に提出しますと全額払い戻しを受けられます。

厚生省の定める金額「居宅介護支援費 8,806 円、4 種類以上の居宅サービスを定めた居宅サービス計画を作成した場合 9,842 円、厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合 所定金額の 70 / 100」

交通費

通常の実施地域は無料です。それ以外は通常の実施地域を越えた場合は1キロメートル当たり40円を往復いただきます。

解約料

利用者の都合で解約をした場合はキャンセル料4,000円をいただきます。

千葉県国民保険団体連合会への給付管理票の提出が終了後に解約した場合は料金は、一切かかりません。

その他

要介護、要支援認定申請書代行費、記録の複写費等

第9条2項の要介護認定の申請代行の利用は、1回あたり1,000円です。

第10条3項の複写物の請求に関する料金は、A4サイズまで1枚10円です。

支払い方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月20日までに前月分の請求をいたしますので、シャローム若葉のサービスと同様の方法でお支払い下さい。シャローム若葉のサービスをお使いでない場合は郵便振替用紙を同封いたしますので、10日以内にお支払い下さい。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

お電話等でお申し込みください。当事業者職員がお伺いいたします。

契約したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

利用者の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等止むを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1カ月前までに文書で通知するとともに地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護区分が非該当(自立)と認定された場合
- ・利用者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合

利用者や家族などが当事業者や当事業に従事する者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終

了させていただきます場合がございます。

6. 当事業所の方針と特徴

(1) 運営の方針

シャローム若葉、シャローム若葉在宅介護支援センターは、キリスト教精神にもとづき、法人理念を次のように掲げ、介護三原則の介護技術をもって、温かい親切な介護をめざします。

法人理念「いのちを敬い、いのちを愛し、いのちに仕えることによって神の愛の実現に奉仕します」

「いのちを敬い」：生命の尊厳と人権の尊重

利用者のかげいのない生命とその人格を尊重し、プライバシーに配慮し安全で清潔な生活環境を提供する。

「いのちを愛し」：思いやりといたわり

利用者に優しく親切な思いと言葉をもって接し、安らぎのある生活を提供する。

「いのちに仕え」：いのちの質（QOL）を高める

利用者がその人らしく心豊かな生活ができるように支援し、自分と自分の親にして欲しい介護を提供する。

「神の愛の実現に奉仕する」：敬神と敬愛の精神

利用者と同時に、見えない存在者である神へ仕える精神をもってサービスを提供する。

(2) 基本方針

利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努め、市区町村、居宅介護支援・介護サービス事業所や福祉、保健、医療サービスを提供する関係者との連絡・調整を行い、個人が家庭や地域において、人として尊厳をもって、その人らしく生活ができるように支援していきます。

運営方針

健康で明るい雰囲気のみなぎる施設をめざします。

障害をもつ人々の自立を助け、高齢者の自立を支援します。

地域の高齢者福祉のニーズに即応する施設をめざします。

人間成長をめざす職場をつくります。

介護三原則 知識にもとづく「正確」な介護
 愛の心からの「誠実」な介護
 健康な精神で「清潔」な介護

7. サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方は申出ください
調査(課題把握)の方法	有	地域福祉支援トータルシステム *課題分析標準項目
介護支援専門員への研修	有	年1回施設内外の研修実施
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で利用者の都合により解約した場合の解約料	有	前項4の を参照
その他	有	ご連絡の場合は出来るだけ担当にお話願います

8. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

苦情解決委員会	受付窓口 対応時間 連絡先電話 フリーダイヤル	江波 剛（えなみ つよし） 9：00～17：00 043-214-3450 0120-25-5161
	苦情解決責任者 苦情解決第三者委員	砂長谷和子（すなはせかずこ） 高橋宣昭（たかはしのりあき） TEL043-232-9652 黒田博夫（くろだひろお） TEL043-256-0308
	Eメール：info@shalomwakaba.com	

公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

千葉市介護保険課 各区介護保険課	千葉市介護保険課 043-245-5064 若葉区介護保険課 043-233-8265 中央区介護保険課 043-221-2198 稲毛区介護保険課 043-284-6233 緑区介護保険課 043-292-9491 花見川区介護保険課 043-275-6401 美浜区介護保険課 043-270-4073
千葉県運営適正化委員会	所在地 千葉市中央区千葉港4番3号 千葉県社会福祉センター内 福祉サービス利用者サポートセンター 電話番号 043-246-0294 FAX 043-204-6013 利用時間 9：00～17：00 Eメール：supportf@orion.ocn.ne.jp

9. 当法人概要

名称・法人種別	社会福祉法人 三育ライフ
代表者名	理事長 東海林 正樹
本部所在地・電話	東京都東久留米市南沢5丁目18番36号 0424-67-1561
東久留米事業所	施設長 上田 健
若葉事業所	施設長 砂長谷 和子
業務の概要	老人福祉法第一種社会福祉事業 特別養護老人ホーム
	老人福祉法第二種社会福祉事業 老人デイサービスセンター、老人短期入所事業、老人居宅介護事業
	在宅介護支援センター、介護保険法指定居宅支援事業者 福祉用具貸与事業

事業者数 (法人全体)	介護老人福祉施設1ヶ所、通所介護事業3カ所 訪問介護事業2カ所、訪問入浴介護事業1カ所 短期入所生活介護1カ所、居宅介護支援事業3カ所 認知症対応型共同生活介護2ヶ所 福祉用具貸与事業1カ所
----------------	---

10. 当法人の内若葉事業所建物概要

シャローム若葉 桜木本部	
デイサービスセンター(通所介護事業)、ホームヘルパーステーション(訪問介護事業)、訪問入浴介護事業、在宅介護支援センター (鉄筋4階建占有延床面積683.24㎡)	
非常災害対策	防災時の対応 防災計画と実施、食品の備蓄 防災設備 火災報知機、煙探知機、ガス警報機 防災訓練時期 春、秋防災訓練 防火管理者 山本 一 自主防災体制 自衛防災組織
自動車所有数	普通車両 6台(特殊福祉車両含む) 軽車両 8台(")

シャローム若葉 区役所前	
居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所(鉄骨造2階建延床面積75.6㎡)	
非常災害対策	防災時の対応 防災計画と実施、食品の備蓄 防災設備 火災報知機、煙探知機、ガス警報機 防災訓練時期 春、秋防災訓練 防火管理者 赤間 貴之 自主防災体制 自衛防災組織
自動車所有数	軽車両 3台

シャローム若葉 若松	
グループホーム虹の家(認知症対応型共同生活介護事業18室)、第2デイサービスセンター(通所介護事業) (鉄骨造2階建延床面積1159.32㎡)	
非常災害対策	防災時の対応 防災計画と実施、食品の備蓄 防災設備 火災報知機、火災自動通報機、煙探知機、 スプリンクラー、消火栓、ガス警報機 防災訓練時期 春、秋防災訓練 防火管理者 高幣 義嗣 自主防災体制 自衛防災組織
自動車所有数	普通車両 2台(特殊福祉車両含む) 軽車両 3台(")

平成 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

平成 年 月 日

居宅介護支援事業者 所在地 千葉市若葉区貝塚町 1223-4

事業者 シャローム若葉 居宅介護支援事業所

代表者 理事長 東海林 正樹 印

説明者

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名 印

代理人又は
立会人 住 所

氏 名 印
